

平成13年 第2回沼田町議会臨時会 会議録

平成13年 4月25日(水)
午後 1時 06分 開 会

1. 出席議員

議 長	4 番	吉 田 好 宏	議員	1 番	久 保 寛	議員
	2 番	野 道 夫	議員	3 番	室 田 俊 朗	議員
	5 番	中 村 進	議員	6 番	山 田 英 次	議員
	7 番	橋 場 守	議員	8 番	大 沼 恒 雄	議員
	9 番	横 山 忠 男	議員	10 番	山 木 一 男	議員
	11 番	谷 口 清 治	議員	12 番	吉 田 俊 一	議員
	13 番	絵 内 勝 己	議員	14 番	杉 本 邦 雄	議員

2. 欠席議員 な し

3. 地方自治法第121条の規定により、説明のため会議に出席した者の職氏名

町 長 西 田 篤 正 君

4. 町長の委任を受けて出席した説明員

助 役	市 橋 忠 晴 君		
総務課長	平 木 昭 良 君	地域振興課長	松 田 剛 君
財政課長	辻 山 典 哉 君	農業振興課長	矢 野 潔 君
住民生活課長	辻 広 治 君	健康福祉課長	中 村 幸 雄 君
建設課長	野々宮 宏 君	和風園々長	半 田 昭 雄 君
旭寿園々長	野 原 耕 次 君		

5. 教育委員会委員長の委任を受けて出席した説明員

教育長 篠 田 繁 彦 君

6. 農業委員会会長の委任を受けて出席した説明員

事務局長 (矢 野 潔) 君

7. 職務のため、会議に出席した者の職氏名

事務局長 金 子 幸 保 君 議事係長 浅 野 信 行 君

8. 付議案件は次のとおり

(議件番号)	(件名)
	会議録署名議員の指名
	会期の決定
承認第2号	専決処分の承認を求めることについて
承認第3号	専決処分の承認を求めることについて
議案第46号	町道本通線融雪溝新設工事の請負契約について
議案第47号	町道学園通線特殊改良第1種工事の請負契約について
議案第48号	西2丁目雨水管渠新設工事に伴う留萌線石狩沼田・真布間14 K784M付近雨水管線路下横断工事の契約について
議案第49号	平成13年度沼田町一般会計補正予算について
議案第50号	深川市ほか5町介護認定審査会共同設置規約の一部を改正する 規約について

(開 会 宣 言)

○議長（吉田好宏議長）これより本日をもって招集されました、平成13年第2回沼田町議会臨時会を開会致します。定足数に達しておりますので、直ちに本日の会議を開きます。

(会議録署名議員の指名)

○議長（吉田好宏議長）日程第1、会議録署名議員の指名を行います。会議録署名議員は、会議規則第120条の規定により、9番横山議員、10番山木議員を指名致します。

(会期の決定)

○議長（吉田好宏議長）日程第2、会期の決定を議題と致します。お諮り致します。本臨時会の会期は、本日1日間に致したいと思います。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長（吉田好宏議長）ご異議なしと認めます。よって、会期は本日1日間と決しました。

(専決処分の承認)

○議長（吉田好宏議長）日程第3、承認第2号、専決処分の承認を求めることについてを議題と致します。提案理由の説明を求めます。財政課長。

○財政課長（辻山典哉課長）承認第2号。専決処分の承認を求めることについて。地方自治法第179条第1項の規定によって、別紙のとおり専決処分したので同条第3項の規定によりこれを報告し承認を求める。平成13年4月25日提出、沼田町長名でございます。

(次頁、専決処分書朗読後、町税条例の一部を改正する条例を朗読、説明する)

○議長（吉田好宏議長）説明が終わりました。これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長（吉田好宏議長）質疑なしと認め、質疑を終結致します。これより討論に入ります。ご意見ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長（吉田好宏議長）ご意見なしと認め、討論を終結します。本案について採決致します。お諮り致します。承認第2号は、承認する事にご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長（吉田好宏議長）ご異議なしと認めます。よって本案は、承認する事に決しました。

(専決処分の承認)

○議長（吉田好宏議長）日程第4、承認第3号、専決処分の承認を求めることについてを議題と致します。提案理由の説明を求めます。財政課長。

○財政課長（辻山典哉課長）承認第3号。専決処分の承認を求めることについて。地方自治法第179条第1項の規定によって、別紙のとおり専決処分したので同条第3項の規定によりこれを報告し承認を求める。平成13年4月25日提出、沼田町長名でございます。

（次頁、専決処分書朗読後、沼田町国民健康保険税条例の一部を改正する条例を朗読、説明する）

○議長（吉田好宏議長）説明が終わりました。これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長（吉田好宏議長）質疑なしと認め、質疑を終結致します。これより討論に入ります。ご意見ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長（吉田好宏議長）ご意見なしと認め、討論を終結致します。本案について採決致します。お諮り致します。承認第3号は、承認する事にご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長（吉田好宏議長）ご異議なしと認めます。よって本案は、承認する事に決しました。

(一 般 議 案)

○議長（吉田好宏議長）日程第5、議案第46号、町道本通線融雪溝新設工事の請負契約についてを議題と致します。提案理由の説明を求めます。建設課長。

○建設課長（野々宮 宏課長）議案第46号。町道本通線融雪溝新設工事の請負契約について。下記のとおり請負契約を締結するため、地方自治法第96条第1項第5号の規定によって、議会の議決を求める。ただし、設計変更に伴い必要がある時は、請負金額の10%以内において変更する事ができる。

〔以下、工事及び契約内容等を説明〕

○議長（吉田好宏議長）説明が終わりました。これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長（吉田好宏議長）質疑なしと認め、質疑を終結致します。これより討論に入りますご意見ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長（吉田好宏議長）ご意見なしと認め、討論を終結致します。本案について採決致します。お諮り致します。議案第４６号は、原案のとおり決する事にご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長（吉田好宏議長）ご異議なしと認めます。よって本案は、原案のとおり決しました。

○議長（吉田好宏議長）日程第６、議案第４７号、町道学園通線特殊改良第１種工事の請負契約についてを議題と致します。提案理由の説明を求めます。建設課長。

○建設課長（野々宮 宏課長）議案第４７号。町道学園通線特殊改良第１種工事の請負契約について。下記のとおり請負契約を締結するため、地方自治法第９６条第１項第５号の規定によって、議会の議決を求める。ただし、設計変更に伴い必要がある時は、請負金額の１０％以内において変更する事ができる。

〔以下、工事及び契約内容等を説明〕

○議長（吉田好宏議長）説明が終わりました。これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長（吉田好宏議長）質疑なしと認め、質疑を終結致します。これより討論に入りますご意見ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長（吉田好宏議長）ご意見なしと認め、討論を終結致します。本案について採決致します。お諮り致します。議案第４７号は、原案のとおり決する事にご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長（吉田好宏議長）ご異議なしと認めます。よって本案は、原案のとおり決しました。

○議長（吉田好宏議長）日程第７、議案第４８号、西２丁目雨水管渠新設工事に伴う留萌線石狩沼田・真布間１４Ｋ７８４Ｍ付近雨水管線路下横断工事の契約についてを議題と致します。提案理由の説明を求めます。建設課長。

○建設課長（野々宮 宏課長）議案第４８号。西２丁目雨水管渠新設工事に伴う留

萌線石狩沼田・真布間 1 4 K 7 8 4 M 付近雨水管線路下横断工事の契約について。
下記のとおり請負契約を締結するため、地方自治法第 9 6 条第 1 項第 5 号の規定によって、議会の議決を求める。ただし、設計変更に伴い必要がある時は、請負金額の 1 0 % 以内において変更する事ができる。

〔以下、工事及び契約内容等を説明〕

○議長（吉田好宏議長）説明が終わりました。これより質疑に入ります。質疑ありませんか。1 番。

○1 番（久保 寛議員）1 番。説明を頂いたのですが、何回か入札の結果、不調に終わったから随意契約になったのか、何か後からの説明では基準が厳しいから随意契約にしましたという事なんです、そのへんどうなんですか。

○議長（吉田好宏議長）建設課長。

○建設課長（野々宮 宏課長）先程ご説明申し上げましたが、鉄道敷地内の工事に関しましては、鉄道独自で厳しい基準を設けております。そのため、工事一切を旅客鉄道株式会社に随意契約致しまして、その後、その基準に見合う施工業者を選定して頂いて、鉄道の方で工事を発注して頂くというような方式でございます。

○議長（吉田好宏議長）1 番よろしいですか。はい、建設課長。

○建設課長（野々宮 宏課長）申し遅れましたけれども、内容は負担金工事というような形の形式になっております。

○1 番（久保 寛議員）議長すいません。休憩していただけますか。

○議長（吉田好宏議長）はい、休憩。

1 3 時 2 8 分 休憩

1 3 時 2 9 分 再会

○議長（吉田好宏議長）再会致します。他にございませんか。8 番。

○8 番（大沼恒雄議員）今の説明で分かったんですけども、最近議会が発言した事の中で、沼田町の指名業者の形が、沼田町の方で変えましたと、だから 1 年間通してジョイントを組んで出して下さいという事を何か通達があったと聞いているんですけども、その議会の発言というものはどんなものだったのか、また、それが本当だったのか本当でなかったのか、また、今のジョイントの組み方について、どのような考え方で、今後 1 年間進んでいくのか、その辺説明頂ければお願いしたいのですが。

○議長（吉田好宏議長）建設課長。

○建設課長（野々宮 宏課長）3 月になりまして、計画発注予定とか色々、～～で整理致しまして、工事情報というようなものを流さなきゃいけなくなった所でございます、工事説明会の席上そういう情報を皆さんに提示させて頂きました。その

後、また新たに工事情報を流してございますけれども、その際に今年1年間の共同企業体の経常の部分につきまして、希望があれば提出して頂きたいという事でお話を申し上げました。それで、何組か提出はございました。

○議長（吉田好宏議長）はい、よろしいですか。

○8番（大沼恒雄議員）－再－ 工事情報を流すという事は分かるんですけども、経常企業体というのは、僕の勉強不足かもしれないんですけども、ランクを決めた中で、行ってくるものでないのかなという気がするんですよ。それで、今のランダムカットなんかも道なんかでやっている。それも、一応上位等級型という事の中で、業務提携は駄目だよと、その形の形状企業業態だとしたら、町の方でこれから、例えばけいしんか何かで、そういったランク付けを今後していく方向をとっていくのですか。それとも、形状企業体と形状企業体と組みしておいて、例えばジョイントを組んだ部分で、その工事だけを全てジョイントでやってくれというのじゃなくて、単体の合った工事の指名も、まだ今後はあり得るという事なんですか。それだけお願いします。

○議長（吉田好宏議長）建設課長。

○建設課長（野々宮 宏課長）企業体の考え方は、道に経営～～審査資格申請を各業者提出してございますので、それにランク付けはされております。それから、町の方では、現在ランク付けはしておりませんが、長期課題として今現在検討作業中でございます。

それで、一般的にその際申し上げましたのは、道の格付けがございまして上位等級になるようにというような形での説明をさせて頂いた訳でございます。今後、それを審査企画で審査しまして、審査基準に見合う場合には、そういう工事が今後出てくれば、そういう企業体で指名される場合もございまして、それに見合う工事がなければ単体という事で指名になっていくかと思えます。

○議長（吉田好宏議長）よろしいですか、8番。

○8番（大沼恒雄議員）－再々－ そうすると、ちょっと確認させて頂きたいのは、そのジョイントを組んだからといって、そのジョイントだけで今回出ている1年間の工事はそれで全部いきますよという訳ではないですよと、それに似合った形のものが出てきた時にはそういうふうにさせて戴きますという事ですね。

それと、ジョイントを組んでない部分の企業体がもしあったとして、これはちょっと危惧なんですけど、例えば、よその市町村の大手と例えば、沼田町のジョイントを組んだと、そういった事も認めてるんですか、今後認めていくんですか、そうするともしそれを認めていくと、どんどんよその業者が入ってきて、沼田の工事業者に対してけんきょうに対してのものが何かなくなっていくのではないかなという気がするので、その辺を十分ちょっと考えてやって頂きたいなと思うんですけども、

まあお願いになるけども、答弁いりませんがそんな事でお願いします。

○議長（吉田好宏議長）ほかにございませんか。休憩をとります。

1 3 時 3 5 分 休憩

1 3 時 3 6 分 再会

○議長（吉田好宏議長）再会します。質疑なしと認め、質疑を終結致します。これより討論に入りますご意見ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（吉田好宏議長）ご意見なしと認め、討論を終結します。本案について採決致します。お諮り致します。議案第48号は、原案のとおり決する事にご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（吉田好宏議長）ご異議なしと認めます。よって本案は、原案のとおり決しました。

○議長（吉田好宏議長）日程第8、議案第49号、平成13年度沼田町一般会計補正についてを議題と致します。提案理由の説明を求めます。財政課長。

○財政課長（辻山典哉課長）議案第49号、平成13年度沼田町一般会計補正について、平成13年度沼田町一般会計補正を別冊のとおり提出する。平成13年4月25日提出、沼田町名でございます。

（以下、別冊補正予算第1号を朗読、説明）

○議長（吉田好宏議長）説明が終わりました。これより質疑に入ります。質疑ありませんか。7番。

○7番（橋場 守議員）6頁の、総務費寄附金ですけども、これ150万円は既に入っているのか、それとも予定しているのかお聞かせ頂きたいと思います。

それから、色々と工事の発注などもあったのですが、これまで冬期間に歩道の工事をやりましたよね、雪が解けてきて相当デコボコがあるんです。実際に夜つまずいて怪我するなという場所もあるので、それらの手直しというのはどういうふうに考えているのか、ちょっとお聞かせ頂きたい。

○議長（吉田好宏議長）財政課長。

○財政課長（辻山典哉課長）今ご質問のありました、総務費の寄附金の150万円がありますが、これにつきましては予定として予算計上致すものでございます。

○議長（吉田好宏議長）建設課長。

○建設課長（野々宮 宏課長）お話ございました、歩道造成にかかる手直しの関係でございますが、現在各関係業者に通知すべく準備中でございますので、今しばらく

く時間を頂きたいと思います。

○議長（吉田好宏議長）7 番。

○7 番（橋場 守議員）本当にひどい所があるので、それは全体を見てからじゃなくて、すぐ直させるようにしないと、事故起きてからでは遅いのではないかと思います。

○議長（吉田好宏議長）他にございませんか。8 番。

○8 番（大沼恒雄議員）トーテムポールの関係なんですけども、これは今の 150 万これから、集めるよと例えばまあそれは、今後頼んでいく団体なり形なりが決まっているのですか。それと、350 万というのは、このカルバン・ハントさんが最初、たしかこの人じゃなかったんじゃないかなという気がするんですけども、それで確かこの人になると、かなりこの人のやったものが何千万円の値が付くようなトーテムポールだよという話も聞いていたのですけども、たまたまこの 350 万円の中に、この辺の人達の労賃のいうのか、経費というのか、そういったものがまた見ていくんですか。それとも別にみるんですか。

○議長（吉田好宏議長）地域振興課長。

○地域振興課長（松田剛課長）今、議員さん言われた関係で、150 万の指定寄附につきまして、私ども承知している範囲では、ポートハーディーとの交流をした人が中心で、寄附を集めたい、そして寄附をしたいという事で聞いておりますので、心配ないかなと思っております。

それから、生産の関係ですが、一応トーテムポールの製作に係る人件費、渡航費、全ていれて 350 万円と計画していますので、ご理解願いたいと思います。

○議長（吉田好宏議長）他にございませんか。質疑なしと認め、質疑を終結致します。これより討論に入りますご意見ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（吉田好宏議長）ご意見なしと認め、討論を終結します。本案について採決致します。お諮り致します。議案第 49 号は、原案のとおり決する事にご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（吉田好宏議長）ご異議なしと認めます。よって本案は、原案のとおり決しました。暫時休憩致します。

1 3 時 5 1 分 休憩

1 3 時 5 2 分 再会

○議長（吉田好宏議長）再会致します。議事日程の追加について、お諮り致します。

ただ今、急施事件として、深川市ほか5町介護認定審査会共同設置規約の一部を改正する規約について追加案件が提出されました。

この際、これを日程に追加したいと思います。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長（吉田好宏議長）ご異議なしと認めます。よって、日程第9、議案第50号、深川市ほか5町介護認定審査会共同設置規約の一部を改正する規約についてを日程に追加する事に決しました。

○議長（吉田好宏議長）日程第9、議案第50号。深川市ほか5町介護認定審査会共同設置規約の一部を改正する規約についてを議題と致します。提案理由の説明を求めます。健康福祉課長。

○健康福祉課長（中村幸雄課長）議案第50号。深川市ほか5町介護認定審査会共同設置規約の一部を改正する規約について。深川市ほか5町介護認定審査会共同設置規約の一部を改正する規約を別紙のとおり提出する。平成13年4月25日提出、沼田町長名でございます。

（以下、別紙、深川市ほか5町介護認定審査会共同設置規約の一部を改正する規約について、説明）

○議長（吉田好宏議長）説明が終わりました。これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長（吉田好宏議長）質疑なしと認め、質疑を終結致します。これより討論に入ります。ご意見ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長（吉田好宏議長）ご意見なしと認め、討論を終結します。本案について採決致します。お諮り致します。議案第50号は、原案のとおり決する事にご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長（吉田好宏議長）ご異議なしと認めます。よって本案は、原案のとおり決しました。

(閉 会 宣 言)

○議長（吉田好宏議長）以上で、本臨時会に付議された案件は、全て終了しました。これにて、平成13年第2回沼田町議会臨時会を閉会致します。ご苦労様でした。

13時55分 閉会

会議の経過を記載し、その内容に相違ないことを証するためにここに署名する。

議 長

署名議員

署名議員